

14 部活動指導

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ・文化芸術、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要があります。

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が自主的で多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高いものです。

部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮することや、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われることなどが大切です。

令和4年12月、国は、平成30年に策定したガイドラインを全面的に改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、これに併せて、北海道では、令和5年3月に「北海道の部活動の在り方に関する方針」を改定しました。

また、国のガイドラインでは、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方などの部活動の地域移行に関する考え方が示され、北海道では、道内において部活動の地域移行の取組を円滑に進めるため、令和5年3月に「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を策定しました。

推進計画では、公立中学校等を対象に、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とし、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については令和5年度から令和7年度までの3年間に於いて取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。

1 部活動指導を行うに当たっての留意点

(1) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように留意する必要があります。

(2) 小学校段階において、部活動と同じように行われる活動

小学校（義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。）段階においても、中学校や高等学校の部活動と同じようにスポーツや文化等の活動を学校教育の一環として行っている場合については、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点から十

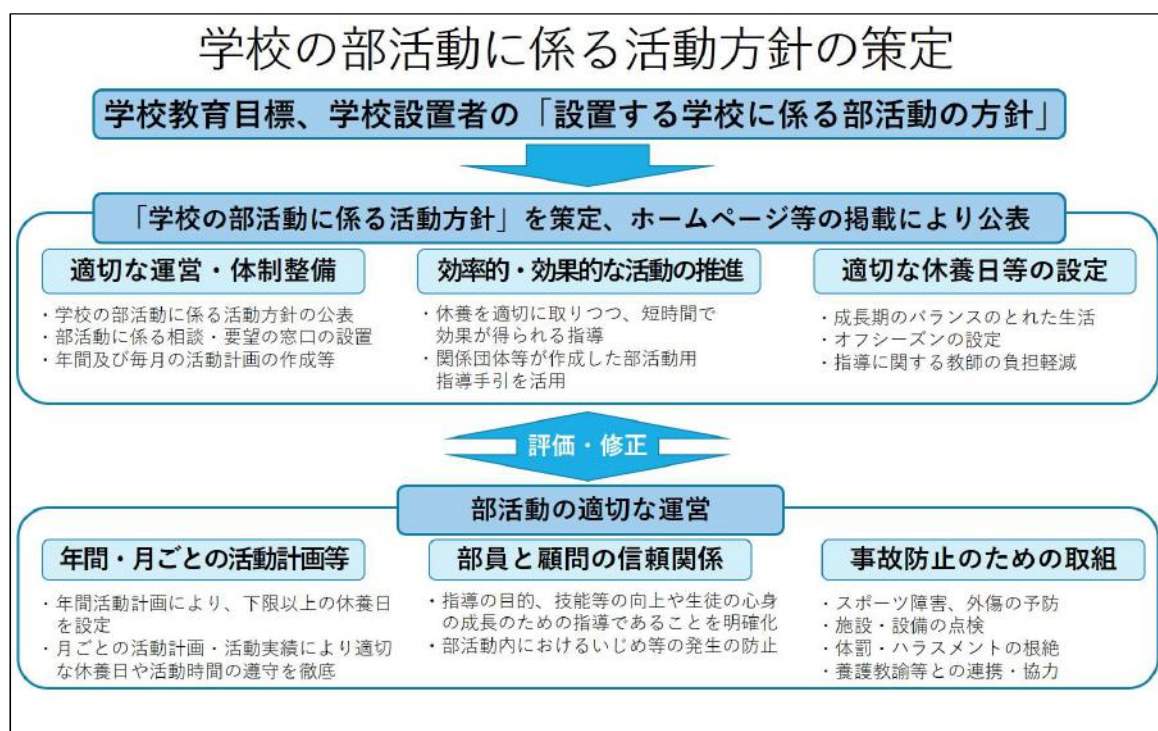
分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要があります。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の運営について

部活動の運営に当たっては、生徒指導の視点に立った運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとすることや、学校全体での組織的な運営を通し、教育課程内の活動との関連を図る中で、部活動の教育効果が発揮されることなどが重要です。

そのためには、各学校において「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、各部活動の顧問は、年間の活動計画、毎月の活動計画等を作成し、教育課程内の活動とのバランスを考慮して、生徒や教員の負担が過度とならないよう配慮する必要があります。



また、部活動や授業時間における生徒の様子、けがの防止、研修会の受講により得た効率的・効果的な部活動指導に関する情報、各部活動の活動方針や活動状況、予算、休養日や活動時間、活動場所、複数顧問の配置、部活動指導員や外部指導者の活用等の部活動の運営方法などについて、部活動顧問会議などを通じて、学校全体で情報を共有し、各部活動間の連携を図りながら、組織的に部活動を運営していくことが大切です。

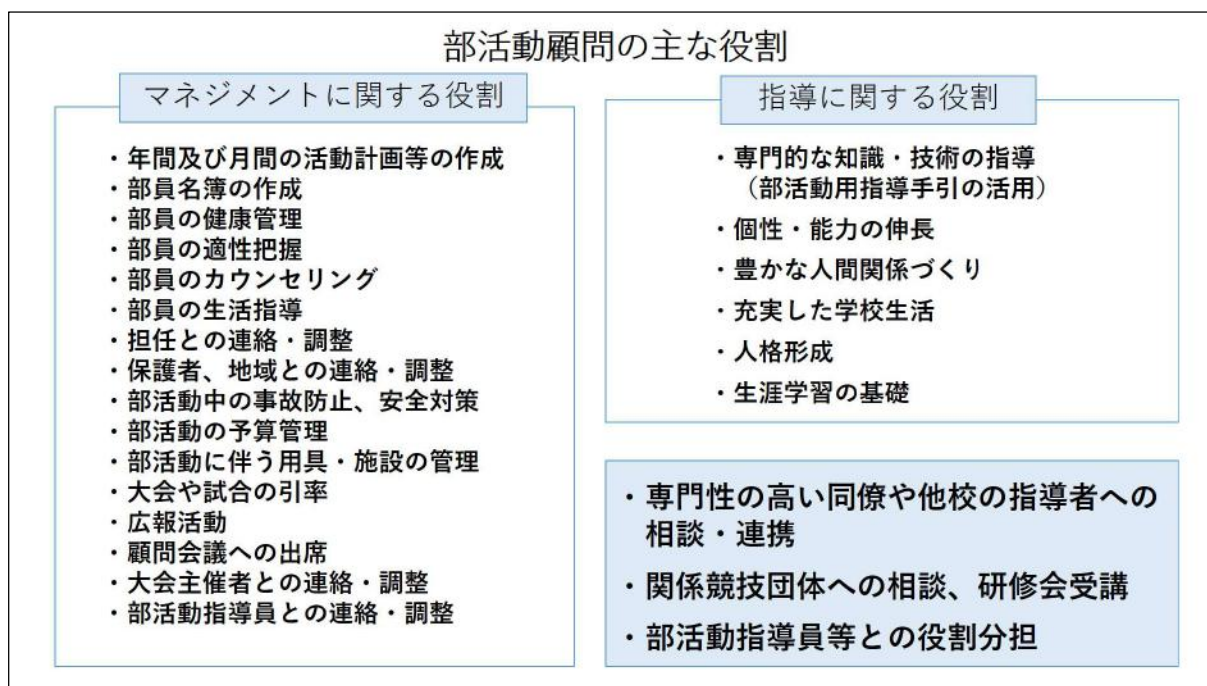
(2) 部活動顧問の主な役割

部活動の顧問としての役割は、多岐にわたりますが、ここでは、「マネジメントに関する役割」と「指導に関する役割」に分けて説明します。

「マネジメントに関する役割」については、生徒の心身の健康管理、事故防止などのほか、部活動全般に係る事務手続や、年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績などの作成・提出、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得るよう努めることなどが挙げられます。また、生徒にその日の活動内容や注意事項を的確に指示したり、大会等への参加手続及び大会等への生徒引率を行ったりすることなども部活動顧問の大切な役割です。

「指導に関する役割」については、関係団体等が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うことのほか、運動部では、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、また、文化部では、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒を温かく見守ったり、生徒に励ましの声をかけたり、時には一緒に活動したりするなど、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを徹底することなどが部活動顧問の役割として重要です。

また、部活動指導員は、実技指導のほか、安全に関する指導等についても職務として行うことが可能となっており、部活動指導員が配置されている場合には、役割を分担し、教員の負担の軽減を図ることが大切です。



部活動指導員の主な職務

校長の監督を受け、技術的な指導等に従事する

- ・実技指導のほか安全に関する指導、大会等の引率、部活動の管理運営、保護者等への連絡など
- ・指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故発生時の現場対応についても教諭等と連携し行うことができる。
- ・校長は部活動指導員を部活動の顧問とすることができる。

※ 部活動指導員は、「学校教育法施行規則」で定められた学校職員

(3) 「部活動に関する相談窓口」の設置

北海道教育委員会では、高度化・専門化するニーズへの対応や指導に悩みを抱える部活動顧問等を支援するため、競技団体等の関係団体と連携して「部活動に関する相談窓口」を設置していますので、各競技の実技講習会の情報、技術指導のポイント、近隣の団体・指導者の情報、部活動の指導・運営上の課題や悩みなど、お気軽にお問い合わせください。

連絡先などの詳細は、ホームページで公表しています。



3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、北海道の部活動の在り方に関する方針において、次のとおり基準を定めています。

北海道の部活動の在り方に関する方針

◇ 休養日・活動時間の設定 (中学校・高等学校段階共通)

〈休養日〉	週当たり	2日以上 (平日1日以上、週末1日以上)
〈活動時間〉	平日	: 2時間程度
	学校の休業日	: 3時間程度

【高等学校段階における弾力的な運用】
高等学校段階においても上記の基準を基本とするが、一定の要件の下、弾力的な休養日・活動時間の設定も可能とする。

〈休養日〉
平日1日以上、週末は月に1日以上、及び学校閉庁日

〈活動時間〉
平日：3時間程度、学校休業日：4時間程度
※ この場合でも、1週間の活動時間は長くとも16時間程度

なお、気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わないこととしています。

こうした休養日等の基準や留意すべき事項等については、「北海道の部活動の在り方に関する方針」の「3 適切な休養日等の設定」や「質疑応答集」などに詳しく記載してありますので、参照してください。

4 部活動の充実に向けて

(1) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足(注)、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で行うことが大切です。

(注)「利用可能エネルギー」とは、食事からとる摂取エネルギーから運動により消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギー量をさします。これは基礎代謝や日常活動に使用可能なエネルギー量です。つまり、「利用可能エネルギー不足」とは、運動によるエネルギー消費量に対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態をさし、この状態が続くと、身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられます。

(2) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となります。

また、部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されません。

(3) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められます。部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが大切です。

(4) 家庭や地域との連携

保護者に部活動を公開する場を設けるなど、保護者の理解を深めるとともに、学校と家

庭が連携しながら部活動に取り組む環境づくりが大切です。

また、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を展開するため、部活動指導のすべてを学校の教員が担うのではなく、地域の人々や関係団体との協力・連携、民間事業者の活用など、地域ぐるみで部活動を支えていくという視点がますます重要になってきています。

国は、部活動の地域移行に向けた実践研究を全国展開することとしており、道教委としても、国と連携しながら取組を進め、その成果の普及を図る予定としています。